

2015年5月12日

各位

オリックス株式会社
(コード番号：8591)

定款一部変更に関するお知らせ

オリックス株式会社（本社：東京都港区、社長：井上 亮）は、本日開催の取締役会において、中間配当基準日の規定を新設する「定款一部変更の件」を、2015年6月23日開催予定の第52回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 変更の理由

株主の皆さまへの利益配分の機会を充実させるため、中間配当基準日の規定を新設することとし、現行定款第35条について所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

現行	変更案
第35条（剰余金の配当の基準日） 当社は、 <u>事業年度の末日における剰余金の配当をその後3箇月以内にするときは、当該事業年度末日の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者を、当該配当を受ける権利を有する者とする。</u> (新設)	第35条（剰余金の配当の基準日） 当社は、 <u>毎年3月31日の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者を、期末配当を受ける権利を有する者とする。</u> 2. <u>当社は、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者を、中間配当を受ける権利を有する者とする。</u>

3. 定款変更の日程

効力発生日は、2015年6月23日の予定です。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

グループ広報部 藤井・堀井・中村 TEL：03-3435-3167